

平成十五年度東京都予算等に関する要望書

(社)東京都自動車整備振興会 東京都自動車整備商工組合 東京都自動車整備政治連盟

【要望事項】

1. 商品自動車にかかる自動車保管場所証明の省略を検討されたい。

(理由)

現在、自動車の保管に関しては特定地域において自動車保管場所を明確に提示しなくてはならないが、自動車整備事業者が中古自動車の販売目的で保管しているいわゆる商品自動車においても「保管場所証明」並びに「保管場所標章」の手続きを要し負担を強いられている。自動車整備事業者の扱う商品自動車にあっては展示または、次の所有者が確定するまでの一時的な保管であり、については、自動車整備事業者の一定期間における商品自動車に限り保管場所証明等の省略を検討されたい。

【要望事項】

2. 軽自動車納税事務オンライン化を早急に制度化されたい。

(理由)

自動車税の納税事務については、すでにオンライン化(電子処理化)され、各税事務所においても納税証明書の発行を受けることができ、都民の利便が確保されている。しかし、軽自動車税については、その納税窓口が区市町村であるため、当該軽自動車の所轄市町村でないと納税証明書の発行を受けることが出来ない。

については、都民の利便向上を図るため各区市町村と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。

【要望事項】

3. フロン回収破壊法施行にともない廃棄自動車ユーザーに義務付けられた自動車フロン券購入の必要性を広く都民に広報されたい。

(理由)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(自動車フロン回収破壊法)が本年10月より施行されたが、自動車整備事業者が自動車ユーザーよりカーエアコン付使用済自動車の引取りを求められた場合、引取り等が義務付けられている。この際、自動車フロン類管理書を作成、自動車フロン券を貼付することをあわせて義務付けされているが、この自動車フロン券の必要性、購入先、しいてはフロン券の存在までも自動車ユーザーに周知されていないのが現状である。

すでに、10月より廃棄自動車には自動車フロン券が必要であり、自動車ユーザーと回収・引取事業者として申請している自動車整備事業者との間でトラブルが生じる恐れがある。

については、自動車ユーザーへ義務付けられている自動車フロン券の必要性等を広く広報されたい。